

4.1.7 施設・設備

<2003年度に設定した目標>

施設設備に関する目標については、学部で設定することができる範囲は限られており、全学の「キャンパス総合開発検討委員会」において策定されているキャンパスのランドデザインを基礎に、今後大学と協議して計画を実施していくことになる。

法学部として実現を図るべき目標に限れば、次のような項目がある。

1. 大教室における音響改善のための施設の改修
2. 情報機器を用いた教育および研究実施のための情報機器の増設および更新
3. 学生の自主的活動を推進するための講義棟への備品の設置
4. 法学部研究棟のセキュリティの改善
5. 法学部資料室の図書・雑誌の収納方法およびレイアウトの改善
6. 障がいのある学生への施設整備の改善

【評価項目 13-0-1】 施設・設備等の整備（情報インフラを含む）

（必須要素）大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

（必須要素）教育の用に供する情報処理機器などの整備状況

（選択要素）社会へ開放される施設・設備の整備状況

（選択要素）記念施設・保存建物の保存・活用の状況

（KG1）校地・校舎面積の状況

（KG2）資産・備品の管理状況

（KG3）教室の整備・運用状況

（KG4）視聴覚機器の整備・運用状況

（KG5）情報処理機器等の整備・運用状況

（KG6）研究室の整備状況（個人研究室、共同研究室等）

（KG7）研究所の整備・運用状況

（KG8）課外活動施設の整備・運用状況

（KG9）厚生施設の整備・運用状況

（KG10）体育施設の整備・運用状況

（KG11）学外施設の整備・運用状況（千刈、立山、戸隠等）

（KG12）ネットワークシステムの整備状況

（現状の説明）

通常法学部の講義および演習を実施するにあたっては、特に大きな施設上の支障はないが、ただ法学部の授業が行われる大教室の中には、音響効果が悪く、受講している学生に教員のマイクの声がクリアに聞こえないところがある。

情報機器の導入については、2004年度の機種更新によりかなりの改善がみられており、教室の割り当てにおける工夫により、教育効果を上げることが可能となっている。ただし、情報機器とそれを利用した教育用ソフトウェアは年々高度化されているため、これに対応して、常に情報機器のハードを更新するためのシステムの必要性を感じている。

教員の教育研究についても、新任教員に対するPCの優先的購入の制度化など、情報教育研究に対応したハードウェアの整備を行ってきたが、学部内の情報流通のためのネットワークの形成や、情報流通におけるペーパーレス化およびセキュリティの確保など、なお検討されるべき課題が残されている。

また、学生が演習その他の自主的活動の準備をするための施設が不足しており、講義棟

内の施設の充実が必要である。

法学部研究棟については、夜間や休日の出入りについて、現行のような合鍵利用の適切さについて問題が提起されており、電子錠の使用についての検討要望が寄せられている。

また、学生および教員が日常的に利用している法学部資料室については、狭隘化がすすみ、使い勝手に問題があるだけでなく、図書・雑誌の保管という観点からも問題が生じている。資料室の施設配置について、再検討を行う必要がある。

(点検・評価の結果)

法学部の教育研究上の施設整備は長期に亘って行われてきたものであり、なお問題は残っていると看做しても、基本的な条件は整っている。ただし、経年と共に不都合が生じている諸機器（マイクシステムなど）もあり、常に教育研究環境を整備し続ける必要がある。また、情報機器のように、一時的資金投入よりも継続的な機器更新が必要な施設については、利用ニーズを見極めた上での、無駄のない継続的な施設整備が必要である。

(改善の具体的方策)

法学部に関わる施設の状況を常にチェックし、その改修ないし更新の優先順位を検討し、これを改善提案として具体化していくような、法学部内のシステムを作り上げるための検討を行う必要がある。法学教育、政治学教育、言語教育でそれぞれ異なる教育研究上のニーズがあることからして、研究室横断的な意見集約の行われる効率的なシステムを考案することが求められる。

【評価項目 13-0-6】 キャンパス・アメニティ等

- (必須要素) キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況
- (必須要素) 「学生のための生活の場」の整備状況
- (必須要素) 大学周辺「環境」への配慮の状況

【評価項目 13-0-7】 利用上の配慮

- (必須要素) 施設・設備面における障害者への配慮の状況
- (選択要素) 各施設の利用時間に対する配慮の状況
- (選択要素) キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

(現状の説明)

大学および法学部としては、障がい者が健常者と比べて大きな負担を負わない環境の下で勉学が行われるように、物理的条件の整備を行っている。また、講義棟のエレベーターについて障がい者の優先使用を呼びかけるなど、既存の施設使用についての配慮も行ってきている。ただし、多様な障がい者のニーズにどこまで応えることができているのかについては常に検証が必要であり、現状は障がい者の入学に併せて、入学者と相談しながら、大学に対する予算的措置の申請を含めて、学部としてできるだけの方策を取っているというのが実情である。

なお、障がい者への対応は、学生主任および副主任を中心に行うことになっており、障がいをもつ学生および保護者とのコンタクトについても両者ができるだけ行うようにしている。現状では学生とのコミュニケーション障害等は発生していないと考える。

(点検・評価の結果)

キャンパス内での生活および授業受講に際しての物理的なバリアフリー化は、実用的水準で確保されていると思われる。ただし、車いすで狭い通路や講義棟の中を移動する際の精神的ストレスや、家族の迎えを待つときの障がい者のプライバシーの保障など、今後更に、きめ細やかな配慮を積み重ねていく必要があると考える。

(改善の具体的方策)

難聴者や車いす学生など、多様な障がい者の勉学環境を保障するため、予め教室の机の配置や通路の設定などについて、多様な障がい者の入学を配慮して設計しておくことが将来的には望ましいであろうが、現実的にみれば、障がい者の入学時にできるだけ本人および家族の希望を聞き、これを具体的な対策に活かすために、障がい者問題の専門家の意見を聴取することのできるような制度を導入することの可能性について検討がなされる必要がある。

【評価項目 13-0-8】 組織・管理体制

(必須要素) 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

(必須要素) 施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

(現状の説明)

法学部の施設・設備は、法学部長の責任において維持・管理されているが、学部長室委員会の構成員(7名)が学部長を補佐しており、重要事項については、学部長室委員会での審議を経て、教授会での承認を得て決定している。法学部では、施設委員会のような施設・設備の管理委員会を設置してはいないが、これは施設・設備の維持・管理が学部運営にかかる重要事項であることに鑑み、学部長が直接的に責任を持つという体制を維持しているという理由による。

法学部の施設・設備の衛生・安全についても同様であり、学部長が責任者として、学部長室委員と協議の上で決定している。

(点検・評価の結果)

法学部の施設・設備の維持管理および衛生安全に関する決定は、法学部長と学部長室委員会委員の共同決定として行われており、責任のある管理体制であると評価できる。そのような決定の妥当性を高めるために、大学内の諸機関はもとより、大学の枠を超えて、更にどのような外部機関の意見を求めることができるようにするかということは、全学的な検討課題である。

(改善の具体的方策)

法学部としては、施設の維持管理および衛生安全に関する情報や意見をなるべく多く入手し、事前の対応策を考えておくことであり、そのためには学生・教職員の意見を聞くための手続を整備していくことが重要である。